

法人住民税法人税割の地方交付税原資化に対する反論（会長談話）

総務省地方財政審議会の「地方法人課税のあり方等に関する検討会」において、検討会報告書が取りまとめられた。報告書の中で、税源の偏在是正を行うべく法人住民税法人税割を一部国税化し、地方交付税として再配分する制度の創設が提案されている。

しかしながら、法人住民税は、地域の構成員である法人が、市町村から産業集積に伴う社会資本整備などの行政サービスの提供を受けていることに対する応益負担であり、市町村の基幹税目として重要な役割を果たしている。

加えて、指定都市では圏域の中核都市としての役割や、人口の集中・産業の集積に伴う都市的課題から生ずる大都市特有の財政需要を抱えており、都市的税目である法人住民税は非常に重要な財源である。

地方公共団体間の財政力格差の是正は、国・地方間の税源配分を是正し、地方税財源を拡充していく中で行われるべきであって、法人住民税法人税割を地方間の税収の水平調整のために一部国税化し、地方交付税として再配分することは、受益と負担の關係に反し、また真の分権型社会の実現の趣旨にも反するものであり、到底容認できるものではない。

平成 25 年 11 月 7 日
指定都市市長会会長
矢田 立郎